

乳児等通園支援事業



こども誰でも通園制度



にじ組のしおり



(重要事項説明書)



## 乳児等通園支援事業 こども誰でも通園制度の意義と概要

### 【 制度の意義 】

全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することは極めて重要であり、社会の様々な人が関わり、社会全体で子育てを支えることが求められる。

こども誰でも通園制度は、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としている。

### 【 制度の概要 】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付である。

0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもが対象としている。

### 【 運営方針 】

- (1) 当園は、法令等を順守し、乳児等通園支援事業を実施するものとする。
- (2) 当園は、利用乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (3) 当園は、利用乳幼児の意思及び人格を尊重して、常に利用乳幼児の立場に立って支援を提供するよう努めるものとする。
- (4) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえて支援を提供するものとする。

### 【 支援の内容 】

当園は児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて、支援を提供するものとする。

### 【 保育園の概要 】

名称	小平市立小川西保育園
設置主体	小平市
所在地	東京都 小平市小川西町5-13-22
電話番号	こども誰でも通園制度専用 070-6457-4314 平日8:30~17:00（土日祝除く） 電話 042-341-0076 FAX 042-341-0158

【 職員構成・職員数・職務内容 】

職 種	員数	職務内容
園 長	1	乳児等通園支援の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
保 育 士	3	保育士は、専門的知識及び技術をもって、乳幼児の支援及び保護者に対する支援に関する指導を行うものとする。

【 利用日時 】

曜日	月曜日・水曜日・木曜日・金曜日
時間	9：30～11：30 14：30～16：30

【 利用料金 】

支援を利用した保護者は、次に定めるとおり利用料金を市へ支払うものとする。

1時間あたり300円

小平市民の方が小平市内の施設を利用する場合には、利用料金は0円となります。

※小平市民以外の方は居住自治体にご確認ください。自治体により異なる場合があります。

【 定員 】

年齢	人数	利用方法
0歳児	2	定期利用
1歳児	2	定期利用
2歳児	2	定期利用
1または2歳児	1	柔軟利用



【 利用の開始に関する事項 】

- (1) 支援の提供に係る申請があった場合、利用を希望する保護者に認定通知書の提示を求め、乳児等通園支援事業の利用対象者であることを確認するものとする。
- (2) 支援の利用の申込みを行った保護者に対して、本運営規程の概要など利用申込者が支援の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を用いて、説明を行うものとする。
- (3) 支援の提供に際して、乳幼児の心身の状況、その置かれている環境、他の保育施設等の利用状況等の把握を行うものとする。

【 利用の終了に関する事項 】

次の場合には支援の提供を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児が満3歳に達したとき
- (2) 利用乳幼児が保育施設等へ入所する等、利用要件に該当しなくなったとき
- (3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。ただしこの場合は、事前に市と協議を行うものとする。

【 地域への子育て支援 】

- ・子育て相談            ・ふれあいひろば
- ・園庭開放             ・なかよしパーク
- ・緊急一時保育        ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【 保育園へのご意見、ご要望について 】

小平市立保育園では、保護者の皆様からのご意見、ご要望に対する窓口を設け、サービスの向上に努めています。

中立的な立場にある、第三者委員も置いていますので、第三者委員にもご相談いただけます。ご相談は、受付担当者までお願いいたします。

解決責任者	園長
受付責任者	主任
第三者委員 (民生委員・ 児童委員)	松本 めぐみ      電話 042-461-2136 宮田 聡子        電話 042-343-3133

【 保育園からのお願い 】

(1) 送り迎えについて

- ① 自動ドアの開閉時は、お子さんがドアの隙間に手を挟まれないように、お気をつけてください。  
大門は、開いている時間がありますので、お子さんが道路に飛び出さないようご注意ください。また、自転車で送迎の際、園前の歩道は降りて門の中に入ってください。
- ② 貴重品は、必ず手に持って送迎してください。（置き引きなど防止するため）
- ③ 駐車場や自転車置き場などでは、お子さんの動きから目を離さず、接触などにご注意ください。
- ④ 自動ドアや階段の木製ドアの開閉は、必ず大人が行ってください。
- ⑤ 駐車場のスペースは、わずかしかありません。朝夕は混雑しますので、できるだけすみやかに送迎し、譲り合って使っていただくようご協力ください。道路に並んで駐車場待ちすることは、通行の妨げになり危険を伴うためご遠慮ください。

- ⑥ 自転車は、指定の場所においてください。
- ⑦ 保育園での携帯電話の使用はお控えください。
- ⑧ 検温で 37.5℃以上の発熱がみられたら、保育園でお預かりすることはできません。症状が消失してから 24 時間をご家庭で保育をお願いします。解熱剤を使用している場合でも登園はお控えください。

(2) 連絡先について

緊急などで連絡をすることがあります。

(3) その他

保育園敷地内は禁煙です。

保育室での写真、動画撮影、掲示物や作品等の撮影はご遠慮ください。

こども達が快適に保育園生活を送れるよう、忘れ物がないようにお願いします  
忘れた時には、保育士に声をかけてください。



## I 健康管理・怪我・病気等について

保育園は抵抗力の弱いお子さんの生活の場です。安全・健康面については、園医、関係機関と連絡をとりながら、日常の保健衛生等に特に留意しています。持病等のあるお子さんは、前もってお知らせください。

### ① 薬の取り扱い

原則として薬の取り扱いはできません。

薬を飲まなければいけない状況の時は、病気とみなし、集団での保育は好ましくないと考えます。病気の始まりや、最盛期にあるお子さんは、御家庭で治療、休養に努めていただきたいと思います。

ただし、医師からの指示書がある慢性疾患などをご相談ください。

\*持参する薬について

- ・薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りま。
- ・使用する薬は1回ずつに分けて、当日分のみご用意ください。
- ・袋や容器にお子さんの名前を書いていただき、**事務室で薬の連絡票に記入**してください。

※ 主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していることと、保育園では原則として薬の使用ができないことをお伝えください。

### ② 予防接種

集団生活ですので、BCG接種は必ず受け、各種予防接種もできるだけ接種するようお願いいたします。

接種後はワクチンの副反応が出現することを考え、登園前の接種はお控えください。

### ③ 保育園や家庭での怪我や病気の対応

医師の受診を必要と認めただけが、病気等の場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育園の近くで適切な医療機関に連れて行きます。</li><li>・同時に、保護者に連絡をとりましますので、症状に応じ、保育園または医療機関に直行していただきます。</li></ul>
医師の受診を必要と認めなかった場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・小さい怪我等の場合、保育園で応急処置をしますが、家庭でもその後の経過をみて処置してください。医師の治療を受けた場合は保育園に速やかに連絡してください。</li><li>・登園後具合が悪くなった場合、保育園で休ませ、園児の様子を見ながら保護者に連絡し、迎えにきていただきます。</li></ul>
家庭で怪我や体の具合が悪くなった場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・怪我をした時、適切な処置をして集団保育が可能と考えられる場合は登園し、症状を必ず連絡してください。</li><li>・少しでも具合の悪い場合は登園後、急に症状が悪くなったり、病気がぶり返したりする恐れがあるため、できるだけ登園を控えてください。</li></ul>

### ① 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

日々の保育の中で起こった怪我等に対処するために加入しています。

この制度は、医療費総額5,000円以上の人が該当し、治療済後約2～3か月後、給付されるものです。

ただし、医療費の総額により該当しない場合もあります。

### ② お子さんの受動喫煙を防ぐためにも、建物も含めて敷地内は全面禁煙になっています。

## 2 感染症と意見書・登園届

学校保健安全法に準じた取り扱いを行います。

登園する場合は必ず、保育園所定の意見書、または登園届を提出してください。（詳細は8ページの乳幼児がかかりやすい感染症の一覧表を参考にしてください。）

感染症が疑われる場合には感染が広がるのを防ぐため保護者の皆様にご協力していただくことがあります。

集団生活ですので、お互いに早期発見し、治療してください。



## 3 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、12ページの「小平市立保育園における個人情報保護について」のとおり関係法令等に基づき対応いたします。

児童福祉施設の性質上、以下の点に特にご留意願います。

- ・ 保育園や保育士等には虐待防止法が規定する通告義務が課されており、児童を保護するため関係機関と連携を密にしながら対応をいたします。
- ・ 感染症が発生した場合等、保健所等や関係機関との連携した対応をいたします。
- ・ 保育所保育指針に基づき、保育所児童保育要録を作成し関係機関へ情報提供いたします。

## 4 虐待の防止のための措置

利用されるこどもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その保育従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めています。

## 5 写真等の利用について

保育内容を保護者にお知らせする場合や保育の質の向上のための研修事項として、市内保育施設等と検討を行う際は、園内で撮影した写真や動画を利用する場合があります。

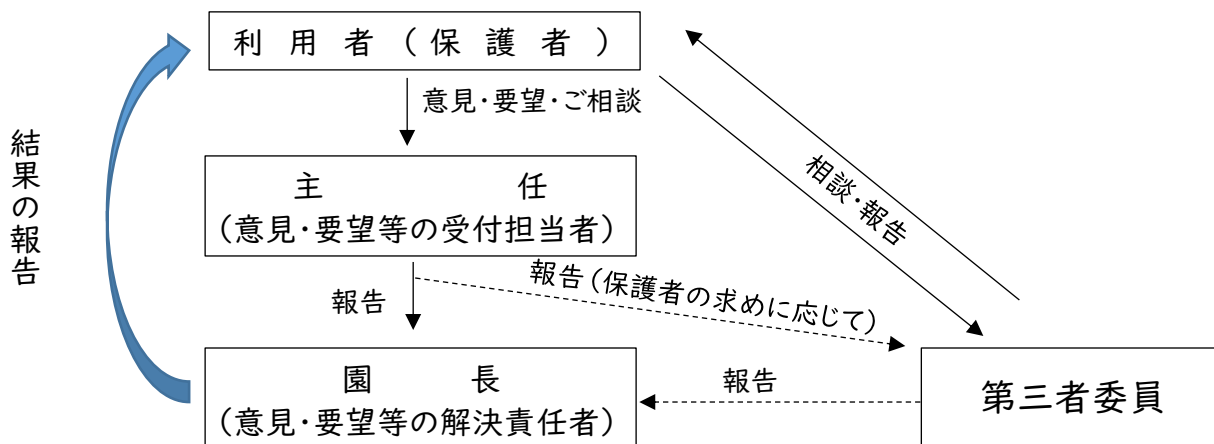
## 6 防犯カメラについて

各市立保育園では、防犯のため、保育園の門近辺に防犯カメラを設置しています。

## 7 保育園へのご意見、ご要望、苦情等について

小平市立保育園では、保護者の皆様からのご意見、ご要望に対する窓口(各園主任)、解決責任者(各園長)を設け、サービスの向上に努めています。ご意見、ご要望、苦情等のご相談は、各園の主任までお願いいたします。

また、中立的な立場にある、第三者委員も置いていますので、第三者委員にもご相談いただけます。



※詳しくは、各保育園のご案内(重要事項説明書)をご覧ください。

## 8 その他

- \* この「にじ組のしおり(重要事項説明書)」は大切に保管していただき、時々読み直してください。
- \* お気づきの点やわからないことがありましたら、気軽に園長、主任、担任等におたずねください。



## 【乳幼児がかかりやすい感染症一覧】

病気が治って登園するときは医師の意見書が必要です。

病名	潜伏期間	症状	注意	登園のめやす	予防接種
麻疹 (はしか)	10～12日	① はじめの2～3日は、熱、咳、鼻水、目やになど、かぜのような症状。 ② いったん熱が下がり、再び高熱がでると同時に、全身に発しんがでる。 ③ 発しんが現れてからも、さらに3～4日間高熱が続き咳もでる。	肺炎、脳炎、中耳炎、熱性けいれんの合併症に注意する。 感染力が強くこどもの病気としては重い病気。 1歳になったらなるべく早く予防接種を受ける。	体温が平熱になり、3日を経過してから。	定期接種 MR(麻疹風しん混合ワクチン)接種 風しんも予防できる。 1期 1歳以上2歳未満 2期 5歳以上7歳未満かつ 小学校入学前の1年間 緊急接種：医師に相談 (麻疹の子と接触したとき、72時間以内に接種することで発症の予防、症状の軽減が期待できる)
風しん	14～21日	発熱、発しん、耳、首の後ろのリンパ節の腫れ。発熱の程度は一般的に軽い。	妊婦(特に妊娠前半期)の感染に注意する。	発しんが消えてから。	定期接種 (MRの接種・時期は同上)
水痘 (水ぼうそう)	11～21日	軽い発熱と共に赤い発しんが出る。発しんは半日くらいで水疱(水ぶくれ)になり、3～4日で乾燥してかさぶたになる。 次々と新しい発しんが口の中、頭皮、陰部など全身に出る。	感染力が強い。 かさぶたをかきこわさないように爪を切る。 抗ウイルス薬がある。 妊婦(特に妊娠後期)の感染に注意する。	すべての発しんがかさぶたになってから。	定期接種 1期 1歳から 2期 1期接種後6か月から12か月したら 緊急接種：医師に相談 (水ぼうそうの子と接触したとき、72時間以内に接種することで発症の予防、軽減が期待できる。)
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	14～24日	発熱、片側ないし両側の耳下腺(耳の下)の腫れと痛みがある。顎下腺や舌下腺(顎の下)が腫れることもある。	髄膜炎や片側性の難聴の合併症をおこすことがある。 乳幼児は感染しても症状が現れないことがある。	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になったら。	任意接種 1歳から 合併症を予防するには予防接種が有効。
百日咳	7～10日	かぜ症状から始まり、しだいに咳が強くなり、顔を真っ赤にして咳込むようになる。咳こんで、吐くこともある。咳は夜間に悪化する。	生後早期でもかかり6か月未満の子は重症化しやすい。 生後3か月になったらなるべく早く予防接種を受ける。	特有の咳が消失するまで。 または、指示された期間抗菌薬を服用し感染の恐れがないと認められたら。	定期接種 4種混合または、5種混合(※1参照)として受ける。 4回接種 生後2か月から1歳に最初の3回を接種する。

※1 4種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ)

5種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ、インフルエンザ菌b型)が令和6年4月より開始



## 【乳幼児がかかりやすい感染症一覧】

病気が治って登園するときは医師の意見書が必要です。

病名	潜伏期間	症状	注意	登園のめやす	予防接種
いんとうけつまくねつ 咽頭結膜熱 (プール熱)	5～7日	高熱、のどの痛み、目の充血、涙目、目やに、さらに頭痛、はき気、下痢などを伴うことがある。	鼻水、唾液に、便などから感染する。タオルの共用はさけ、排便時やオムツの扱いにも注意し手洗いをしっかり行う。プールのみで感染するものではない。	発熱、のどの痛み、目の充血などの主な症状がなくなって2日を経過してから。	無
かくけつまくえん 流行性角結膜炎 (はやり目)	5～12日	目の充血、目やに、涙目などがある。	目やに、涙から感染するので手洗いをしっかり行い、タオルは共用しない。ウイルスは症状がおさまっても約1か月排泄される。	目の充血の症状がおさまってから。	無
ポリオ	7～12日	多くは無症状だが発熱を伴うかぜ症状が現れ、その後、無菌性髄膜炎、急性弛緩性まひを合併することがある。	流行地域に渡航する際は、注意が必要である。	感染のおそれがないと認められたら。	定期接種 4種混合または、5種混合(8ページ※1参照)を生後2か月から接種する。
けつかく 結核	感染後 1～2か月 から一生涯	肺結核では咳、痰、発熱で始まりおよそ2週間以上続く。	感染力が強く成人から感染する危険性が高い。乳幼児では重症結核になることがあるので早めに予防接種を受ける。	感染の恐れがないと認められたら。	定期接種 BCGワクチン 生後5～8か月の期間に 1回接種する。
腸管出血性 大腸菌感染症 (O157、O26、 O111など)	3～5日	激しい腹痛、たびかさなる水様便(ほとんど水のような下痢)、さらに血便。発熱は軽度のことが多い。	溶血性尿毒症候群、脳症の合併症がある。	症状がおさまり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便で菌陰性が確認されたら。	無
日本脳炎	6～12日	日本脳炎ウイルスに感染した蚊に刺されることによる脳炎。ほとんどの人は無症状だが、まれに高熱、けいれん、まひなどおこり、悪化することがある。	日本だけでなく東南アジア方面にも広く分布する。	感染の恐れがないと認められたら。	定期接種 3歳から (希望者は生後6か月から受けられる。)

## 【乳幼児がかかりやすい感染症一覧】

病気が治って登園するときは、学校保健安全法に準じた取り扱いになっています。

医療機関にて【インフルエンザ】【新型コロナウイルス感染症】と診断された場合には保護者がそれぞれの病名が記載されている【登園届】の記入が必要になります。

病名	潜伏期間	症状	注意	登園のめやす	予防接種
インフルエンザ	1～4日	突然の高熱、頭痛、筋肉や関節の痛み、だるさ、鼻水、咳などの全身症状が普通のかげよりも強いのが特徴。急激に悪化し、脳症や肺炎をおこすこともある。	必ず受診し、医師の治療を受け処方薬は医師の指示通り使用する。 こどもは熱性けいれんや、中耳炎、脱水などもおこりやすい。	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過したら。	任意接種 生後6か月から 13歳未満は2回接種
新型コロナウイルス感染症	3～5日	無症状のまま経過することもあるが有症状者では発熱、呼吸症状、頭痛、鼻汁、消化器症状、味覚異常、嗅覚異常がある。	発症2日前から発症後5日間は他人に感染させるリスクが高い。 (7～10日間はウイルスを排出している。)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること。	任意接種 生後6か月から。

## 【インフルエンザによる登園の目安】

発症後5日を経過し、かつ、**解熱後3日を経過するまで**。（発症日・解熱当日は0日目と数えます）

発症期間 発熱期間	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
1日間	熱あり	<b>解熱日</b>	平熱	平熱	平熱	平熱	<b>登園可能</b>			
2日間	熱あり	熱あり	<b>解熱日</b>	平熱	平熱	平熱	<b>登園可能</b>			
3日間	熱あり	熱あり	熱あり	<b>解熱日</b>	平熱	平熱	平熱	<b>登園可能</b>		
4日間	熱あり	熱あり	熱あり	熱あり	<b>解熱日</b>	平熱	平熱	平熱	<b>登園可能</b>	
5日間	熱あり	熱あり	熱あり	熱あり	熱あり	<b>解熱日</b>	平熱	平熱	平熱	<b>登園可能</b>

## 【新型コロナウイルス感染症による登園の目安】

発症後5日を経過し、かつ、**軽快後1日を経過するまで**。（発症日・検体採取日当日は0日目と数えます）

	0日目 発症・検体採取日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
1日間	症状有り	<b>軽快日</b>	症状軽快	症状軽快	症状軽快	症状軽快	<b>登園可能</b>	
2日間	症状有り	症状有り	<b>軽快日</b>	症状軽快	症状軽快	症状軽快	<b>登園可能</b>	
3日間	症状有り	症状有り	症状有り	<b>軽快日</b>	症状軽快	症状軽快	<b>登園可能</b>	
4日間	症状有り	症状有り	症状有り	症状有り	<b>軽快日</b>	症状軽快	<b>登園可能</b>	
5日間	症状有り	症状有り	症状有り	症状有り	症状有り	<b>軽快日</b>	症状軽快	<b>登園可能</b>
無症状	検体採取	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	<b>登園可能</b>	

## 【その他の感染症とこどもの病気】

医師の意見書は不要ですが医師の診断をうけてから登園してください。

病名	潜伏期間	症状	注意	登園のめやす	予防接種
とっぱつせいほっしん 突発性発疹	約10日	典型的な症状は38℃以上の高熱が3～4日間続き、熱が下がるとほぼ同時に、からだに赤みのある発しんが出る。発しんの出かたは一定ではない。 軟便になることがある。咳や鼻汁は少なく発熱のわりにはきげんがよい。	熱性けいれん、脳炎、肝炎、紫斑病、下痢などの合併症に注意する。 2回かかるこどももいる。	熱が下がって1日以上経過し、全身状態が良くなってから。	無
てあしくちびょう 手足口病	3～5日	手のひら、足のうら、口の中、ひざ、ひじ、お尻などに小さな水疱ができる。発熱することもある。 発しんの出かたは一定ではない。	回復後も3～4週間便の中にウイルスが排泄されるので注意する。 何回もかかる。	口内炎がひどいと食事が摂れないことがあるので、普段の食事ができるようになり、全身状態が良いこと。	無
でんせんせいこうはん 伝染性紅斑 (リンゴ病)	10～20日	軽いかぜ症状がおこり、その後、頬がリンゴのように赤くなり手足に赤いはん点やまだら模様ができる。発しんがなおっても、直射日光に当たることや入浴により発しんが再発することがある。	関節炎、溶血性貧血、紫斑病などの合併症に注意する。 妊婦の感染に注意する。	全身状態が良いこと。 発しんが出るころにはすでに感染力はなくなっている。	無
マイコプラズマ肺炎	14～21日	咳が強く、熱も出ることが多いが体力のある幼児では、微熱のこともある。 熱が下がっても、3～4週間咳が続く。	乳幼児では肺炎の症状が軽いことが多く、見落とされることもある。 症状が1週間以上続くときは受診し医師の診断をうける。	くりかえす咳や発熱がおさまってから。	無
ヘルパンギーナ	2～4日	突然の高熱、のどの痛み、口の中に小さな水疱ができる。 のどの痛みが強く、食事や水分がとれないことがある。	1～4歳頃に発病しやすい。 唾液や便から感染するので、手洗いに注意する。	熱が下がって1日以上経過し、普段の食事ができること。	無
ウイルス性胃腸炎 (感染性胃腸炎) ロタウイルス ノロウイルス アデノウイルス など	1～3日	発熱、はき気、おう吐、下痢(黄色～白色のことが多い)。 おう吐、下痢が続くと脱水症になることもある。	感染力が強く、吐物や便のあつかいには十分注意する。 手洗いをしっかり行う。 けいれんや肝炎などの合併症がある。	おう吐、下痢の症状がおさまり、普段の食事ができるようになってから。	定期接種 ロタウイルスのみ
ようれんきんかんせんしょう 溶連菌感染症	2～7日	急な発熱、のどの痛みで発症し、痒みのある発しんが出現することもある。ひろがり方や程度はさまざま。舌が赤くブツブツとなることもある。	感染後、数週間してリウマチ熱や急性腎炎を合併することがある。 決められた期間抗菌薬を内服する。	抗菌薬内服後24～48時間経過してから。	無

## 【その他の感染症とこどもの病気】

医師の意見書は不要ですが医師の診断をうけてから登園してください。

病名	潜伏期間	症状	注意	登園のめやす	予防接種
RSウイルス感染症	2～8日	発熱、鼻水、咳、呼吸困難、喘鳴（呼吸のたびにヒューヒュー、ゼイゼイと音がする） 乳児期早期では細気管支炎、肺炎をおこし入院が必要になることがある。	年長児や成人の感染者は症状が軽く、気づかなくうちに感染源になることもある。咳症状のあるときは乳児との接触はなるべくひかえ、手洗いをまめに行なう。	重い呼吸器症状（呼吸困難や喘鳴）がなく、全身状態が良くなってから。	シナジスという抗体を注射する。 ハイリスク児（早産児、基礎疾患を有する乳幼児など）が対象。
帯状疱疹	不定	水ぼうそうにかかったあと、体内に潜伏していたウイルスが、免疫力が低下したときに活性化しおきる。痛みを伴う小さな水疱が、からだの片側にできる。顔や腰にできることもある。	水疱があるときは感染力がある。水ぼうそうの免疫を持たない子が接触すると帯状疱疹ではなく水ぼうそうを発症する。	すべての発しんが、かさぶたになってから。	有（水ぼうそうの予防接種を受ける）
伝染性膿痂疹（とびひ）	2～10日	湿しんや虫刺されなどをかきこわした部位に細菌が感染し水ぶくれやただれになる。次々と他の部位に感染していく。発熱することもある。	受診し治療する。（専門は皮膚科）抗菌薬の軟膏や飲み薬で治療する。爪を短くし、手を清潔に保つ。液体がでていところはガーゼでおおい皮膚の清潔を保つ。	発熱がなく、皮膚が炎症をおこしている部位をおおい、液体が他の皮膚につかないように保護できる状態になったら。（感染拡大の予防）	無
伝染性軟属腫（水いぼ）	2～7週間	直径1～3mm程度のいぼ。表面が光っていたり、真ん中がへこんでいたりする。いぼの中にウイルスがいる。	かきこわし傷から出ている体液にさわると感染する。	受診しかきこわしたいぼをしっかりとおおう。	無
ウイルス性肝炎（A型、B型）	2～6週間	急な発熱、全身のだるさ、はき気、食欲の低下などから始まる。熱が下がり同時に黄疸がでることもある。	近年、治りにくいウイルスが海外から侵入してきている。	医師の指示に従う。（肝機能が正常であること。キャリアでも登園は差し支えない。）	定期接種（B型肝炎ワクチンのみ）
細菌性髄膜炎（細菌による髄膜炎の総称。原因菌はインフルエンザ菌、肺炎球菌など）	不定	発熱、頭痛、おう吐などから始まり、進行すると意識障害、けいれんなどがおこり、重症な髄膜炎になることもある。	急速に進行することがあるので注意を要する。	医師の指示に従う。	定期接種 生後2か月から。 インフルエンザ菌b型は5種混合に含まれる。
こどもの病気（川崎病について）	川崎病 （主に4歳以下のこどもに増えている原因不定の病）	特徴的な症状 ① 発熱 ② 手足の指が赤くかたく腫れ、のちに指の皮がむけてくる ③ ふぞろいな形の発しん ④ 目の充血 ⑤ 口唇の発赤、いちご舌 ⑥ 首の痛み ⑦ BCG接種部位の発赤		注意 後遺症として、心臓に動脈瘤をおこすことがあり、入院、治療が必要。左記の症状がそろわなくても早めに受診し治療をうけることが大切である。	

※予防接種は国の方針で変更になることがあります。情報を市役所でご確認ください。

# 小平市立保育園における個人情報保護について

平成28年7月

小平市立保育園では、保育園が取り扱う個人情報(子どもたち及び保護者)の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び小平市情報セキュリティポリシーその他の関係法令を遵守し、個人情報の保護に努めます。

## ①個人情報の取得と利用

小平市立保育園は、個人情報の取得にあたり、利用目的及び利用方法をあらかじめ通知、公表し、利用目的に従って情報の収集、利用を行います。

## ②個人情報の第三者提供

小平市立保育園は、法令に定められている場合を除き、保護者の方の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供または開示しません。

## ③個人情報の管理

小平市立保育園は、個人情報の紛失、漏洩などがないように適切に管理します。不要になった個人情報は、確実に廃棄または消去します。

## ④個人情報の開示など

小平市立保育園は、個人情報について、保護者から問い合わせ、開示、訂正、削除、利用停止などの依頼があった場合には適切な対応をします。

## ⑤規定の見直し

小平市立保育園は、個人情報を適切に保護するために規定を策定し、職員等に周知徹底を図るとともに、継続的に見直します。

## ⑥組織及び体制

小平市立保育園は、個人情報保護のための管理者を設置し、職員に対して教育、研修を実施します。

## 防災対策

### 一 非常災害時に備えて 一

私たちは東日本大震災を経験し、自然災害の恐ろしさを実感するとともに、防災に対する意識も変わってきました。内閣府中央防災会議では、南関東地域の直下地震の切迫性は何ら変わることなく、東海地震等の発生の危険と共に、大地震はいつ発生してもおかしくない状況にあるとされています。

また地震だけではなく、集中豪雨、火山の噴火など「今まで経験したことのない」という言葉を何度も耳にしました。

保育園として、園児の安全を適切に守るため、大地震が発生した場合を想定して、園児の避難、保護者への引渡し、連絡体制や、非常災害発生時における臨時休園等の基本的な考え方についてまとめました。

非常災害発生時には、この内容に沿って対応してください。

#### 【保育園の訓練】

保育園では園児を地震や火災などの災害から守るため、園児が安全に避難できるよう、防災頭巾を使用する等、避難訓練を毎月実施しています。また、保護者への引き取り訓練を行います。できるだけ参加し、引き取り方法の確認をしてください。

#### 【地震発生時等】

- 地震が発生した場合は以下の対応をいたします。
  - ・保育中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、お迎えに来てください。
  - ・登園前に震度5弱以上の地震が発生した場合は、休園の対応を取る場合もあります。  
なお、園や周辺の被害状況を確認して安全に保育ができる場合は開園します。その場合、システム等を利用して保護者の皆様に連絡します。
- 大規模地震対策特別措置法による警戒宣言が発令された場合
  - ・警戒宣言が発令されると解除されるまで保育園は、臨時休園となります。

#### 【保育園（園児）の避難場所】

地震が発生した場合、第1次避難場所は保育園の園庭となっています。地震による被害の程度により、園庭から避難する必要があるときは、第2次避難場所として東京障害者職業能力開発校グラウンド、第3次避難場所として小平中央公園に避難します。（避難の際は安全のため、防災頭巾の使用や食物アレルギーがあるお子さんがベストを着用する等対応しています。）

**\*避難場所を変えなければならなくなったときは、保育園の門に張り紙をしてから移動をします。一度保育園に来ていただき、確認をしてください。**

### 【保護者への連絡方法】

大地震等が発生した場合、園児の安否や避難している場所などの情報の確認は、電話が通じにくくなるなど様々のことを想定して、下記の方法で行います。園児を守ることに重点を置く観点から、個別の電話連絡はいたしません。

\*登降園管理システムを利用して、状況等をお伝えいたします。

\*災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言版（web171）にも園児の様子、避難場所などのメッセージを残します。

・災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言版（web171）は、避難所を開設するような大規模な災害の場合に、開設されます。

・防災週間（8/30～9/5）、防災とボランティア週間（1/15～1/21）に、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言版（web171）の体験をしていただけます。

### 【園児の引渡し等】

- 園児を保護者の皆様にお渡しするまで、保育園で責任をもってお預かりいたします。
- 保護者への引渡しは、園長が許可した後、担当保育士が引き取り人を確認した上で行います。迎えにきた時は、無断でお子さんを連れて帰らずに、必ず担当保育士の確認を受けてください。
- 身元のはっきりしない方には、引渡しをいたしません。
- 保護者のお迎えが遅れることが予想されますが、お子さんは最後まで保育園または避難所でお預かりいたします。
- 保護者への引渡しができなかったことを想定し、残った園児が宿泊できる準備を保育園でしております。（米・水・粉ミルク・哺乳ビン・離乳食・レトルトシチュー・ライスクッキー・調理器具・各種医薬品などを備蓄しています。）
- 災害時は徒歩又は自転車でのお迎えをお願いしております。
- 被害の状況により保育園以外の避難場所に避難する場合は、他の市民の方々も避難しているため、かなり混乱が予想されます。安全のため、各園とも避難先では園の使用範囲をロープ等で確保し、園の目印（旗など）を掲げて表示します。

### 【その他の非常災害時】

気象警報が発令等された場合は、以下の対応をいたします。

- 警戒レベル3～5の発令もしくは、警戒レベル1～2の発令と同時に特別警報が発令された場合は、臨時休園します。
- 上記以外で、公共交通機関の計画運休（完全運休）の予定が発表された場合は、登園自粛やお迎えの要請を行います。
- 休園または、登園自粛やお迎えの要請を行う場合は、登降園管理システム等を利用して、保護者の皆様にお知らせします。

※警戒レベル（警戒レベル1及び2気象庁が発表し、警戒レベル3～5は市から緊急の呼びかけをします）

警戒レベル5	緊急安全確保
警戒レベル4	避難指示
警戒レベル3	高齢者等避難
警戒レベル2	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報